

令和4・5年期 神奈川県青少年問題協議会 第5回企画調整部会 議事録

日時 令和5年5月26日(金) 9時30分～11時00分

開催方法 Zoomによる会議

○青少年課長

皆さん本日も忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。青少年課長の長島です。

皆さんにご議論いただいた神奈川子ども若者支援指針の改定につきましては、4月26日に記者発表いたしました。今、県のホームページにも掲載をしております。

委員の皆様方へは、冊子をお送りしますので、ご活用いただければと思います。

それでは部会の出欠についてまずご報告いたします。

本日牧野委員、浅野委員、福山委員はご都合によりご欠席です。9名中6名がご出席で、定足数を満たしています。

それではこれから会議の進行につきましては、長谷川部会長の方をお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○長谷川部会長

第5回の企画調整部会になります。

今日のご多用の中、欠席の委員の方も多いですが、積極的なご議論をお願いしたいと思います。

では次第に沿って進めて参りたいと思います。

まず議題の1、これからのひきこもり支援についてです。

前回、墓田委員と私の方からプレゼンをさせていただいて、働き方拡張支援、オンライン支援等の取り組みや、コロナ禍の経験から構想するひきこもり支援の現状等、ご報告ご紹介をいたしました。

それでは、まず事務局の方から資料のご説明をお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○企画グループリーダー

(資料1に基づき説明)

○長谷川部会長

ありがとうございます。

今のご説明あるいは資料について、ご質問あるいはご感想がありましたらお寄せいただけますでしょうか。

国のひきこもりが146万人という数は、少子化の中で当然少子化ということは若者も減っているわけですが、その中でも数がとても多くなっているという実情があるという、なおかつこれ6ヶ月以上という、国が今も言っているガイドラインを適用させるとそうなるわけですが、

ちょっと漏れ伝え聞くところによると、この6ヶ月をとるといようなことも国は考えていて、そうなるももっとも増えていくという可能性があるのではないかな、と感想めいたことを話しましたが、そんなことを感じてお話を伺っていました。

皆様方の方からご質問や、何かご意見ご感想がございましたらお寄せください。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、先に進めさせていただきたいと思います。

議題の2に移りたいと思います。議題の2、令和5年度神奈川県青少年育成課活動推進者表彰についてになります。

事務局の方からご説明お願いいたします。

○青少年課副課長
(資料2に基づき説明)

○長谷川部会長

令和4年度にNPO法人枠の表彰を可能にするということをしたんですけども、結果としては、1団体も市町村から推薦が上がってこなかったということですよ。とてもここは大きな問題だなと思っています。

県の方でもそれを是正するために、(4)の丸の二つ目、県からの推薦ということで、県青少年センターへNPO法人の推薦をお願いすると。その上で、協議会の会長が認めるという2段階ですけれども、そういう形でNPO団体にも表彰の機会を広げたい、確実に確保したいということとともに、今日青少年課副課長の方からも委員の皆様と呼びかけがありましたけれども、委員の皆様の方からもご推挙していただくことを認めていただけたという趣旨だったと、今受け取ったのですが。それで間違いありませんか。

○青少年課副課長

はい。そうです。もともとこの要綱の細目上、青少年問題協議会の会長の推薦で認められるというものがございましたので。

○長谷川部会長

ありがとうございます。割り当てする算定表の114にプラスして、NPO枠を設けるということですね。それがちょっと大きな変更点ということになるかと思いますが、皆様の方からご意見やご質問がございましたら、よろしく願いいたします。

特にご質問やご異論はございませんかね。

広げるための改善策ですので、また推薦書の書式も個人を念頭に置いた書式なものですから、先ほどこれも青少年課副課長は、これに縛られなくてもいいということだったので、団体になれば団体の書式がないとなかなか書きづらいと思うんですけども。

そこも任意で、という裁量をお認めいただいたということですけども。それもとても大きな変更点で改善をされてるなと思いました。よろしいですかね。

是非会長が認めるっていう、その規定の中のところを生かしながらですので、皆さん方もぜひ団体のご推薦をですね、今ではございませんけれどもまたしていただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

はい。ありがとうございます。では続けて参りましょう。議題の3その他になります。

事務局の方からよろしく願いいたします。

○企画グループリーダー

(参考資料 1、2 に基づき説明)

○長谷川部会長

ありがとうございます。

今年はこども家庭庁が発足し、こども基本法が制定するというとても画期的な年になっているんですけども。

しかしこうやってね、国、地方自治体レベルでも政策策定に当たって、大きな変化を求められてるということですよ。事項別の推進体制から、一体化した推進体制に変化していく。ちょっと私見を述べると、そのことがいいことなのかどうなのかっていうのもわからないんですけども、私としては。

ただ国が大綱を示したらそれに従わざるを得ないっていうところもありますので、これからこうした変更の可能性、そのための準備も必要かもしれないという、ご報告だったと私は受けとめました。

委員の皆様の方から何かご質問、ご意見がありましたら頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

ちょっと私の方から。情報が無いので、もしご存知であればご教示いただきたいんですけども、確か子どもの貧困対策法の時には、法律ができてから1年過ぎてから大綱ができたんですよ。あれは大綱づくりにものすごい国が時間をかけて、はっきりまとまらなかったのが時間かかったってことがあるんですが、今回このこども基本法が4月1日から施行されて、この大綱というのは、いつ頃国が発表できるような段取りになってるか、そんな情報をお持ちですか。

○企画グループリーダー

はい。ありがとうございます。こども大綱については秋頃に公表を予定されていると伺っております。

○長谷川部会長

はい。ありがとうございます。比較的早いんですよね。中央省庁のこども家庭庁の中で準備が十分進んでいるということなんですね。そうしますと大綱で示されたら、もう一つ質問なんです、この推進体制の統合なり、あるいは今後、青少年問題協議会のあり方みたいなものについて、この場で議論するということになるんでしょうか。

○青少年課長

まず国の方が大綱を一つにまとめるということで、ただ必ずしも各都道府県が作っている計画を一つにまとめないといけないというマストではなくてですね。そこの計画をまとめるかまとめないか自体も、都道府県に委ねられていると考えています。

本県としては、まとめる方向で整理しようかと考えてはいます。審議体制についても、スリム化を図っていく考え方と併せて、やはりそれぞれ専門の分野で、これまでも議論いただいてきていたので、そこら辺をどう整理できるかということは、まずは県庁の中で議論をさせていただいて、その議論も踏まえて、委員の先生方にご相談、ご報告を随時させていただきながら、検討していきたいと思っています。

青少年問題協議会会長表彰がございますので、統合するにも整理しないといけないことがたくさ

んあると思っておりますので、その辺も我々の方でまずは、検討いたしまして、皆さんとまたご相談させていただければと思っております。以上です。

○長谷川部会長

はい。青少年課長ありがとうございます、よくわかりました。

他にご質問等ございますか。

よろしいですかね。こうしてこども家庭庁が発足し、こども基本法という法律が施行されることによって、大きな変化がまた起きてくるということなんだなと受けとめています。

次第につきましてはこれで全て終わりになります。ご多用中ご出席いただきまして、本当に感謝申し上げます、ありがとうございました。

では本日の議題は全部終了しましたので、これで閉会にしたいと思います。最後に事務局の方から事務連絡をお願いいたします。

○青少年課長

はい。本日ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。また活発なご議論いただきまして本当に深く御礼申し上げます。

今回の企画調整部会ですけれども、11月6日、月曜日の午後1時半をめどに開催させていただく予定でございますので、お忙しいところ恐縮ですがスケジュールの確保をお願いいたします。

さらにその次は1月31日で検討を進めているところですので、併せてご承知おきいただければと思います。

事務局の方からは以上でございます。

○長谷川部会長

はい。ありがとうございました。スケジュールの確保をどうぞよろしく申し上げます。

これで第5回企画調整部会を閉会いたします。お疲れ様でございました、ありがとうございました。

以上